

第 12 回宇部市障害者差別解消支援地域協議会（会議録）

日 時：令和 2 年 1 月 16 日（木） 16：00～17：30

場 所：宇部市役所 2 階 第 1 会議室

出席者：委員 14 人（欠席者 4 人）

近藤会長、土屋委員、大田委員、岡野委員、岡村委員、溝田委員、梁井委員、櫻井委員、村山委員、岡崎委員、八木委員、伊藤委員、植野委員、上田委員

■議 題

1 各関係機関の障害者差別解消に向けての取り組み等

会 長	今回は各委員に、それぞれ所属の分野における差別解消の取り組み等について、紹介いただきたい。各委員が所属する分野で、差別解消の取り組みがどれくらい進んでいるのか、いないのか、今回そのようなことを意見交換する会にしたいと考えている。
委 員	宇部警察署では個人の生命・身体・財産の保護に取り組んでおり、障害者の方についても必要に応じて保護活動を進めている。もう一つが、障害者の方に対する虐待があった場合の対策で、市役所との連携、そして通報などです。また、警察署独自の取り組みとして、令和元年 11 月 15 日に署員を対象に認知症サポーター養成講座を開催した。さらに、社会福祉協議会と連携し、令和 2 年 2 月 21 日に手話講習会を実施する予定である。 警察においては、障害者の方が事件の被害者や交通事故に遭われるというケースもあるので、署員に対する障害者理解と知識の共有に努めている。警察という所は悪い人を取り締まる場所のように思われがちだが、様々な形で障害者の方の支援を行っていききたい。
会 長	広く障害理解に向けていろいろな取り組みをされていることがわかった。警察署の中で「差別解消法」という法律のことや、合理的配慮について周知する機会はあるのか。
委 員	「人権に配慮した警察活動のための手引き」というのが、平成 28 年に警察庁から示されており、この中に《人権に配慮した警察活動などの手引き》として“障害のある人”という項目もある。手引きについては、警察職員に配布している。
会 長	障害のある方やそのご家族から、警察の対応についての意見や要望はあるのか。
委 員	市民からの様々な意見・要望は警察の方に来ている。その場合、内容を記録し、警察署内での情報共有に努めているが、障害者に関する件数等は、現在把握していない。

会 長	差別解消に向けて、警察署として今後の取り組み等について何か予定があるか。
委 員	差別解消に向けて、手話講習会の実施や知的障害、発達障害についての理解講座などを署員対象に行いたい。今後どのように警察として支援していけるのかを考えていきたい。
委 員	<p>交通局では、1年前に、バスにご乗車いただいた障害者の方とその介助者に対して、バス運転士の不適切な発言があり、この事は当該運転士のみならず事務職員も含めて人権に対する意識を変える必要があると考え、全職員を対象に人権教育研修会を開催した。さらに毎年開催している安全運転接客研修会においても、国土交通省が作成した「公共交通事業者に向けた接客ガイドライン」を全乗務員に配布し、障害者の方への接客方法の研修を実施している。また、新人運転士には、入局時にサービスや接客に加えて障害者等の乗車取り扱いや、障害者差別解消法の趣旨について掲載した「乗務員心得」を配布して研修を行っている。</p> <p>次に、合理的配慮の申し出を受けた事案とその対応について、特段の事案ではないが、現時点で10名程度の車いす利用者から、路線バスを利用される際、事前に乗車予約を頂いている。予約を頂くことでノンステップバスへの振替や、車いす設置スペースの事前確保など乗務員の迅速な対応にもつながっている。このように、車いす利用者の方をお待たせすることなく快適にご乗車できるように対応している。</p>
委 員	<p>視覚障害者福祉協会の会長をしている。毎年、宇部市交通局に要望書という形で様々な事案について意見してきた。</p> <p>これまで要望してきたことを宝の山として、いわゆるお客様への接待マニュアルとして活用していただきたいと願っている。これまで要望書に記載してきた事項については、乗務員の接客態度の改善等に活かされているのか。</p>
委 員	<p>運転士の中には認識の甘さがある者など、すべての運転士が同じように対応できていないことを交通局としても確認している。これについては、今後も引き続き同じように指導していくしか改善の余地がないと思っている。運転士が障害のある方へ不適切な対応をした場合は、その都度、時間帯や路線などをご連絡いただきたい。その場合、運転手個人に直接指導を行う。</p>
委 員	<p>教育委員会では平成28年7月に策定した「宇部市立学校における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」に基づいて、学校では教職員を対象に教員研修を行っており、学校から要望があれば、人権教育課や教育支援課の主事が講師として赴いて、研修を行う場合もある。また、児童・生徒を対象として、各小中学校でパラスポーツの選手による講演や、パラスポーツ自体の体験も行っている。今年はオリンピックやパラリンピックの開催があるため、国際パラリンピック公認教材の「I'mPOSSIBLE」を活用した授業も実施している。</p>
委 員	<p>人権・男女共同参画推進課では、人権に関する啓発の事業をしており、このような取り組みが障害者の差別解消支援につながればと考えている。日頃も広報うべやホーム</p>

委員	<p>ページを通じての啓発を行っている。今年度は5回、「人権交流ひろば」という人権啓発の事業を行った。宇部祭りや空港の「空の日」等のイベントで、本協議会の委員でもある人権擁護委員とも協力しながら、啓発グッズを配布するなど人権に関する啓発を行っている。人権週間の期間中である、11月23日には「人権ハートウォーミングデー」を開催し、市の人権教育課や共生社会ホストタウングループ、法務局・人権委員などと連携して、講演会等を含めた人権の啓発イベントを行った。11月30日には、人権啓発に関する提案公募事業により、障害者の方と《災害と障害者》ということテーマとした講演会と、災害が発生した際の障害者の避難所のあり方等をテーマにしたワークショップを行った。このような取り組みを通して、様々な方に配慮できる人権の啓発の推進をしていきたいと考えている。</p>
会長	<p>様々な人権啓発事業の取り組みの中で、障害者差別解消の取り組みについても行っていると思うが、その効果や周知の状況等、課としてどのように感じているか。</p>
委員	<p>効果や周知の状況等具体的な数値としてはつかめていないが、今後も引き続き取り組んでいきたい。</p>
委員	<p>弁護士法では、人権擁護というのが第一の目的であると記載されている。これは個々の弁護士の責務として、それを推進するというのが大きな役割で、人権の中に平等な取り扱いというのが当然含まれることになる。弁護士は、個々の自分の仕事をする活動と、弁護士会の活動の二つあると思う。山口県弁護士会では、高齢者・障害者の利権擁護委員会というのがある。そこが主に啓発活動や相談窓口を開設している。障害があるために不利益を被ったというような救済申し立てがあった場合も、内容を検討してしかなるべき対応をとるということを当委員会が担当している。そのため障害者差別という事案が上がってくれば、その委員会で対応し、差別的な取り扱いを受けたということに対して、それが障害者差別に該当するかどうか、障害者差別に該当する場合、それを行った者に対して是正を促すというような活動をするということになると思う。救済申し立ての件数はあるが、近年、障害者差別という内容では申し立てがないため、PRが必要と思っている。弁護士会のホームページでは活動内容を紹介しているが見る機会も少なく、活動が理解されていない、また、弁護士会そのものの敷居が高いと思われるがちであり、利用が促進されていない。これは今後の課題であると考えている</p>
会長	<p>山口県内で差別解消法に関係する裁判事例というのはあるのか。</p>
委員	<p>障害者であることを理由とした差別による裁判事例は聞いていない。やはり裁判となると、費用がかかったり、解決のために時間がかかったりするということで、被害を受けた方の救済手段として果たして裁判を行うことが妥当な解決手段なのか疑問であり、裁判自体を考えないといけないところである。そのため、裁判が救済方法としてあまり機能していないのではないかと思う。</p>
委員	<p>宇部人権擁護委員協議会は、宇部市の委員と山陽小野田市の委員の合計24名で構成している。啓発活動を主としており、小学校・中学校で紙芝居等を使い、人権教育の</p>

委員	一環として差別をしないということを啓発している。人権擁護委員協議会の宇部協議会では年3回委員研修をしている。平成30年は山口県市町障害者団体連合会の宇部代表の西村和幸氏に〈見えない世界からのメッセージ〉ということで講演をいただいた。その他に、山口地方法務局が行っている人権相談対応研修で、精神疾患を有する者への対応の仕方のスキルを磨くための研修にも数名の委員が参加している。また、山口県福祉総合相談支援センターからも、精神疾患の方の講習があり、委員が数名参加している。委員全員参加したいが、県全体での研修であり、人数制限があるため、交替で研修に参加している。
会長	人権擁護委員として差別解消法について学習する機会があるのか。
委員	年3回研修があり、研修内容は委員で決めているため、障害者差別についての講習という希望があれば研修は可能である。
会長	人権擁護委員による啓発活動はどのような事を行っているのか。
委員	主に小学校の低学年1~2年生を対象に学校で差別してはいけないということを、授業時間を約1時間頂き、紙芝居などを通して子供たちに知らせている。希望される学校が多く、月によっては一日に3校行く場合もある。保育園や幼稚園からも希望がある。
会長	紙芝居というのは差別をテーマにしたものか。
委員	内容は様々だが、「仲間はずれをしない」や「いじめをしない」、「差別はいけないよ」という内容であった。
委員	宇部商工会議所文化観光部会に所属している。大企業では、障害者差別や配慮に関する研修等を実施していると思うが、中小企業では難しい面がある。自身も事業を行っており、様々な方が来られるが、障害者の方が来られたら優しく丁寧に接するよう、社員に協力を求めている。障害者の雇用は行っていないが、福祉施設と業務の提携を結んでいる。商工会議所としても、部会の中で障害者理解や差別に関する勉強をする機会があればいいのではないかと思っている。
会長	商工会議所として障害者差別解消法についての勉強する機会等はあるのか。
委員	会員大会が年に1回、2月にあるが、その中で障害者差別や理解促進に関する講師の方を呼ぶことはできるが、会員大会の場合は多くの人に来ていただく必要があるため、人選が難しくなる。
委員	社会福祉協議会では、業務中に気づいたこと、差別に関することについては意識的にお互いが指摘しあうことを実践している。私たちは仕事上いろいろな人とかかわっているが、「障害者総合支援法」や「差別解消法」、「合理的配慮」など、その言葉や意味を知らない方が多い。そのために合理的配慮を前提として話をして、まずその説明からしなければならぬ。また、障害のある人自身が、自分が受けている待遇を差別だと認識していない、差別があってもそれが当たり前というように受け止めている。成長していく過程の中で、家族から「我慢をなさい」、「大きくなっても健常者

委員	<p>に迷惑にかけないように生きていきなさい」と育てられる。50歳代以降の高齢障害者は、障害を持っているものは社会に適応するようにと強いられてきたと思う。今まで我慢して社会に迎合して生きてきた人たちが、権利主張する、不平等を訴えることがとても難しく、そういう機会をもらった事がないと感じる。宇部市のコミュニケーション支援条例の中にも「障害者の発言権」が謳ってあるが、多くの障害者は何を言ったらいいのか分からないのではないかな。</p> <p>また、本協議会があるので、差別事例として出してみてもどうかと勧めるが、出されると困る、仕事ができなくなる、社会の中で生活できなくなると、強固に否定される。このことによって、協議会の事例として出せていないものが多くある。私たちが最近思うのが、障害種別ごとに地域社会や職場の中で、それぞれ必要なサポートが理解されていないということも気にかかる。障害について広く知ってもらうということが大事であるが、私たちがいくら話をしても、その必要性がなかなか伝わらない。先日、コミュニケーション支援室で障害を理解するための学習会を開催し、発達障害を持つ親御さんに話をさせていただいたが、その時は皆、熱心に聞き入っていた。やはり障害を知ってもらうためには、当事者の方と一緒にやっていかなければならないのではないかな。この協議会の中で、いろいろな事例について委員で共有し、受け止めていくことも必要ではないかなと思う。</p>
委員	<p>宇部市視覚障害者福祉協会及び宇部市身体障害者連合会では、会員同士の交流や親睦を活動目的としているが、一方で、自分たちが困っていることなどを要望書として、各関係機関に提出している。このような取り組みが障害者の差別解消につながってきている。障害者が困った事、それを解消することが合理的配慮である。いわゆる障害者が社会に合わせるのではなくて、障害者に対して社会が合わせていくということで、合理的配慮という考え方が生まれてきている。たとえば、選挙広報の点字訳や「情報バリアフリーの手引き」などは、障害者と一緒に作り上げたものである。「情報バリアフリーの手引き」の中にも障害特性について記載されているが、やはり基本は障害特性の理解が出発点となる。だからこそ、いろいろな機会を利用して障害者理解を進めていく必要がある。就労に関しては、例えば宇部市の職員採用試験には「活字文書に対応できること」とあるため、視覚障害者の場合は受験できなかったが、音声のパソコンや点字での受験が可能になり、受験できるようになった。また、「障害者差別と配慮の事例集」の作成や盲導犬への特別住民票の交付、商店街での盲導犬の啓発活動など、障害者と市障害福祉課が一緒に取り組んだものである。防災に関しても、災害が発生した際の、避難場所や、支援の方法など、普段から地域での理解が必要であり、地域での人間関係作りが必要であると思う。なお、障害者同士でも理解することが必要であるということで勉強会や学習会を開催している。</p>
委員	<p>ハローワークでは「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催している。障害者と一緒に働く一般の従業員の方が、障害に関する基礎的な知識や情報を得る機</p>

委員	<p>会は限られている。このため、障害の特性や接し方など精神障害や発達障害について正しく理解していただき、職場における応援者（サポーター）となっていただく目的で実施している。（全国で開催しているが、）宇部会場では、今年は27社で32名参加いただいた。人事担当者以外にも、例えば、職場で共に働くチームリーダーやパートの方など、より幅広く多くの方々に参加いただくことが今後の課題である。継続して開催していく予定であり、事業所訪問時も含めあらゆる機会を捉えて、今後も周知していきたい。</p>
委員	<p>宇部市障害福祉課の取り組みを説明したい。毎年、市職員の研修や新任係長研修、課長研修等で障害者への接し方の説明を行い、職員に対する障害者の理解促進を図っている。令和元年度の障害福祉課の取り組みは、宇部志立市民大学共生社会学部を実施し、今年度は受講生が26名であった。内容としては障害についての知識、コミュニケーション支援の方法などの講義を10回行った。令和2年度については、障害者だけではなくて高齢者、外国人など様々な人への配慮や支援をすることができるまちづくりサポーターの養成を目指すこととしている。助成金の交付では、コミュニケーション支援促進助成金、コミュニケーション支援人材育成助成金、バリアフリー化改修助成金を今年度も引き続き行っている。また、障害者の一般就労を促進するための宇部市認証ジョブアシスタントの養成講座を今年度から開催した。第1回目は7名、第2回目は来週、1月25日に実施予定である。なお、宇部市バリアフリー化マスタープランの策定は今年度中の策定を予定している。障害のある人へのコミュニケーション支援としては、遠隔操作手話通訳実施のためのウェブカメラの設置を1月末までに設置予定としている。その他、職員向けの手話動画の作成、手話の日の実施、職員による自発的な手話学習会など、職員が手話を学ぶ取り組みを行っている。また、補助犬の理解促進のため、総合病院へ補助犬のチラシやステッカーの配布を行った。公共施設のバリアフリー化などの取り組みも行っており、来年度も継続して行い、障害のある方が今後さらに社会参加できる社会を目指していきたいと思っている。</p>
会長	<p>差別解消の相談窓口が障害福祉課となっているが、3年経過して、何か変化があったか。</p>
委員	<p>相談としてはなかなか件数が上がってこないというのが実情である。先ほど、委員からもはなしがあったが、障害者の方自身も相談に行きにくいところがあるのだと、改めて思った。</p>
委員	<p>医師会で障害者差別解消法を説明した際に、関心が強い反面、医療者にとってはあまりにも当たり前のことの羅列で、逆に法律によって縛られることで緊張してしまうという声が非常に多くあった。医療と障害というのは常に背中合わせであるため、医療機関は今まで通りの対応をしている。多くの医療機関では障害者差別解消法というのは当たり前のことである。ただし、残念なことに組織があまりにも大きくなるとどうしてもほころびがでてくる。たとえば、病院の受付や駐車場など、大きな病院ではど</p>

委員	<p>うしても組織的なほころびが生じてしまうことも事実である。そのため、本協議会で協議した差別事例等について、報告しながら理解を得るように努めている。また、医師会として、社協に協力していただき、病院・医院の職員に対する手話講座を2年前と昨年に連続して行った。個人的に知的障害・精神障害・身体障害の方と接する機会が多いが、相談内容について障害者差別相談窓口で相談したほうがいいのではないかと、という事例もあるが、本人がしり込みしてしまうことがほとんどである。一般企業や障害者就労事業所などの職場、また、学校で差別を受けているという相談を受けることも多い。</p>
会長	<p>私の勤務する大学の中にも明らかに障害があると思われる学生が何人かいる。そのため、学習することに困難さを抱えていたり、就職活動を自律的に行う、あるいは就職先を開拓することが難しい学生がいる。そういう学生に対して、どこまで個別的な取り組みができていくかというところ、現状では、熱意のある教職員の動きに頼っているところが正直ある。大学の中には、障害学生相談室や支援室等の窓口を設け、組織的に対応しているところもあり、今後は、障害のある学生がどの大学に行っても、必要な支援や配慮を受けることができるようなれればと思っている。</p> <p>今回、各委員からも話があったが、障害者差別解消法や、何が差別に当たるのかなど周知ができていないと感じる。そのような中で、それを声として上げるのはなかなか難しい。具体的な相談事例として上げた後に返ってくる周りからの反応を考えれば、どうしても波風を立てたくないという方がいるのは不思議なことではない。要は、我々がいかにしてこの法律を周知していくのかということと、それを一つでも多く声として拾い上げていけるかということが問われている。そして、上がった事案を活かしていくということをやっていかなければいけないと思う。まずは、いろいろな種類のいろいろな差別があるということを我々自身がよく知って感度を高めていき、その中で少しずつ出来る事をやっていくことが必要ではないか。この協議会が3年前に設立されたときに、実効性のあることをしようという話があった。本当に大事なことだと思う。少しでも実効性のあることをやっという、できるところからやっていきたいと思っている。</p>

■ その他

会 長	次に、その他として事務局からお願いしたい。
事務局	現在、内閣府で障害者差別解消法の見直しが検討されている。検討事項の中には差別解消支援地域協議会についても触れられているので、公表されている内容について説明をしたい。内閣府は障害者差別解消法の見直しについて「障害者政策委員会」を設けており、その中で協議を進めている。委員会の中で特に議論が必要な論点ということで4つあげており、一つ目が差別の定義・概念、どのような点が差別に当たるのか、差別の定義や概念をより明確化することについてどう考えていくのか。二つ目が事業者による合理的配慮で、現在、事業者には合理的配慮の提供が努力義務となっている。それを義務化も含めて事業者の取組みを促すための方策について今後どのようにして考えていくかということ。三つ目に相談・紛争解決体制で、個別事例の把握に資するとともに、障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するための相談・紛争解決体制の在り方についてどう考えていくか。四つ目が、障害者差別解消支援地域協議会についてであるが、全国的には平成30年4月1日現在で市町村での設置率が約48%と半分にとどまっている。そのようなことから、障害者差別解消支援地域協議会の設置の促進、会の活性化ということも含めて今後どのように考えるかということが協議されている。今後、障害者差別解消法等の見直しについて新しい情報が入れば委員の皆さまに情報提供していきたいと考えている。